

○与論町景観条例施行規則

令和6年12月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行令(平成16年政令第398号)景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)及び与論町景観条例(令和6年与論町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、景観法(平成16年法律第110号)、景観法施行令(平成16年政令第398号)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)、条例及び景観計画に定めるとおりとする。

(工作物の類型)

第3条 条例第12条第2項の規定により規則において定めるものは、土地に定着し、建築物に附属し、又は土地若しくは建築物に継続的に設置されるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 塔状工作物類 煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)、排気塔、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔、高架水槽、サイロ、物見塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(テレビ受信用アンテナ及び旗ざおを除く。)
- (2) 遊戯施設類 観光用のエレベーター及びエスカレーター、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (3) 製造施設 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (4) 貯蔵施設 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設及び自動車車庫の用途に供するもの
- (5) 処理施設 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- (6) 擁壁類 擁壁、さく、塀、門その他これらに類するもの
- (7) 墓園類

(近隣関係者の理解)

第4条 条例第10条に規定する近隣関係者は別表第3に掲げる者とする。

2 条例第10条に規定する近隣関係者の理解を必要とする行為については別表第2に掲げる行為とし、近隣関係者協議書(様式第1号)により理解を得るものとする。

(事前協議)

第5条 条例第11条の規定による事前協議は、行為の届出に係る事前協議書(様式第2号)によるものとする。

2 行為の届出に係る事前協議書に添付する図書は、近隣関係者協議書、近隣関係者協議状況調査書(様式第3号)、第6条に定める景観計画区域内における行為届出書(様式第4号)及び景観計画区域内における行為届出書の添付図書とする。ただし、届出に係る行為が

[前条第2項](#)に規定する行為でない場合は、近隣関係者協議書及び近隣関係者協議状況調書の添付は不要とする。

(行為の届出)

第6条 [条例第12条第1項](#)に規定する届出は、[別表第1](#)に掲げる行為とし行為届出書([様式第4号](#))によるものとする。

2 [前項](#)の届出書に添付する図書は、[別表第4](#)に掲げる図書とする。ただし、行為の規模により[同表](#)に規定する縮尺の図面によって適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

3 国の機関又は地方公共団体が届出を要する行為をしようとするときの通知は、景観計画区域内行為通知書([様式第5号](#))を提出して行うものとする。

(変更の届出)

第7条 [条例第12条第2項](#)に規定する変更の届出は、行為届出書によるものとする。

2 [前項](#)の届出書に添付する図書は、[別表第4](#)に掲げる図書のうち、前回の届出から変更を行った事項に係る図書とする。

(適合通知)

第8条 町長は、第6条に規定する届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるときは、景観計画区域内行為制限適合通知書兼行為着手可能日通知書([第6号様式](#))により通知するものとする。

2 町長は、[前項](#)の規定による通知をしたときは、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の規定による行為の着手を制限する期間を短縮したものとみなす。

3 [前条第1項](#)に規定する届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められるときは、[前1項](#)の規定を準用する。

(行為の着手)

第9条 [条例第12条](#)の規定による届出に係る行為の着手可能日及び[前条第2項](#)の規定による着手の制限期間の短縮は、景観計画区域内行為制限適合通知書兼行為着手可能日通知書([様式第6号](#))により通知するものとする。

(行為の完了の届出)

第10条 [条例第16条](#)に規定する行為の完了の届出は、行為完了届([様式第8号](#))によるものとする。

2 [前項](#)の規定による届出があったときは、市長は当該行為が届出の内容に適合しているか検査するものとする。

(勧告及び命令の手続)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書([第9号様式](#))により行うものとする。

2 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書([第10号様式](#))により行うものとする。

3 第11条第1項の勧告並びに第2項の命令を受けた者は、その後の措置内容を実施状況報告書([第11号様式](#))により町長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項又は第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第12号様式)とする。

(公表の方法)

第13条 条例第23条第1項の規定による公表は、与論町公告条例(平成18年与論町条例第号)第条第項に規定する掲示板に掲示するほか、町長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見の聴取)

第14条 条例第23条第2項の規定による意見の聴取は、町長が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 法第17条第1項の規定による命令を受けた者は、意見書を提出するとき(町長が口頭で意見を述べることを認めたときにあつては、口頭で意見を述べるとき。)には、証拠書類等を提出することができる。

3 町長は、意見書の提出期限(町長が口頭で意見を述べることを認めたときにあつては、その日時)までに相当の期間において、意見聴取通知書(第13号様式。町長が口頭で意見を述べることを認めたときにあつては、第14号様式)により通知するものとする。

(所有者等の同意)

第15条 条例第25条第2項に規定する所有者の同意は、景観重要建造物等指定同意書(第15号様式)により得るものとする。

(指定又は解除の通知)

第16条 条例第25条第3項に規定する所有者への指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書(第16号様式)により通知するものとする。

2 条例第25条第4項に規定する所有者への解除の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(第17号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の告示)

第17条 条例第25条第3項及び第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 建造物にあつてはその名称、樹木にあつてはその樹種

(3) 景観重要建造物等の所在地

(4) 景観重要建造物等の所有者の氏名及び住所

(5) 建造物にあつては指定の理由となった外観の特徴など又は解除の理由、樹木にあつては指定の理由となった樹容の特徴等又は解除の理由

(6) 建造物にあつては、条例第25条第1項の規定により指定をした土地その他の物件の範囲

(7) その他町長が必要と認めるもの

2 前項第6号に規定する事項については、当該土地又は物件の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のものにより行うものとする。

(標識の設置)

第 18 条 [条例第 25 条第 3 項](#)の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種
(現状変更の申請等)

第 19 条 法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物等現状変更許可申請書 ([第 18 号様式](#)) を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定による許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可書 ([第 19 号様式](#)) により、[前項](#)の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 法第 22 条第 4 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物等現状変更協議書 ([第 20 号様式](#)) を町長に提出しなければならない。

(原状回復命令書)

第 20 条 法第 23 条第 1 項(法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復命令書 ([第 21 号様式](#)) により行うものとする。

(景観まちづくり団体)

第 21 条 [条例第 30 条第 1 項](#)の規則で定める景観まちづくり団体の認定の申請は、景観まちづくり団体認定申請書 ([第 22 号様式](#)) に、次に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した一覧表 ([第 23 号様式](#))
- (3) 活動区域を明示した図面
- (4) その他町長が指定した書類

2 [前項第 1 号](#)の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的及び活動の内容
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(景観まちづくり団体の認定通知)

第 22 条 町長は、[条例第 30 条第 1 項](#)の規定による景観まちづくり団体の認定の申請があったときは、すみやかにその適否を決定し、景観まちづくり団体認定通知書 ([第 24 号様式](#)) 又は景観まちづくり団体不認定通知書 ([第 25 号様式](#)) により代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり団体の認定要件)

第 23 条 [条例第 30 条第 2 項](#)の規則で定める景観まちづくり団体の認定の要件は、[次の各号](#)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該区域に土地又は建物を有する者が、構成員の 2 分の 1 以上であること。
- (2) 当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- (3) 当該区域に係る住民その他の利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(景観まちづくり団体の変更の届出)

第 24 条 景観まちづくり団体の代表者は、当該景観まちづくり団体の規約その他の事項について変更があったときは、すみやかに景観まちづくり団体変更届出書([第 26 号様式](#))により町長に届け出なければならない。

(景観まちづくり団体の認定の取消し)

第 25 条 町長は、景観まちづくり団体が、[第 23 条各号](#)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、[条例第 30 条第 3 項](#)の規定により認定を取り消すことができる。

2 町長は、[前項](#)の規定により認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書([第 27 号様式](#))により景観まちづくり団体の代表者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第 26 条 [条例第 33 条第 1 項](#)の与論町景観審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務をとりまとめ、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(審議会の運営)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)与論町景観計画の「届出対象行為」

行為種類	工種種別	景観計画届出対象規模
建築物	新築	全て
	増築・改築・移転・外観を変更する修繕・模様替等	当該延床面積>10㎡
工作物	擁壁	直高>1.5m
	その他工作物	全て
土地の形状変更 又は土地開発		全て

別表第2(第4条関係)大規模な建築・開発行為

対象行為	規模
建築物	1. 次の建築物（ただし敷地面積:500㎡以上） ア. 新築及び増築で高さ5mを超える、又は地上2階建て以上 イ. 地階の床面積が50㎡以上 2. ホテルやリゾートマンション等の建築物で2階建以上かつ敷地面積が500㎡以上 3. 特殊建築物※で2階建以上かつ敷地面積が500㎡以上
工作物	1. 次の工作物（ただし敷地面積:500㎡以上） ア. 新築及び増築で高さ5mを超える、又は地上2階建て以上 イ. 地階の床面積が50㎡以上
土地の形状変更 又は土地開発	1. 宅地の造成その他の土地の形状を変更する事業、または土地開発行為の面積が1,000㎡を超えるもの 2. 開発区域の傾斜度が30度以上で、その斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地開発行為

別表第3(第4条関係)与論町景観計画の「理解を要する近隣関係者」

行為の種類	工種種別など	理解を要する近隣関係者
建築物	敷地面積500㎡以上の特殊建築物・店舗・長屋住宅の新築	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
工作物	敷地面積500㎡以上	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし
土地造成	面積が1,000㎡を超えるもの	隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者。
	その他	必要なし

別表第4(第6条関係)申請に添付する必要図書

行為	添付する図書	
	種類	明示すべき事項等
建築物の建築等 及び工作物の建設等	付近見取図 (1/2,500程度)	方位, 道路, 目標となる地物及び行為の対象となる建築物(工作物)の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	(1) 方位, 縮尺, 敷地の形状及び寸法 (2) 敷地の境界及び建築物(工作物)の位置, 敷地の接する道路の位置及び幅員 (3) 植栽樹木等の位置, 樹種, 樹高及び本数擁壁, 垣, さく, 塀等の高さ, 長さ, 材料及び色彩
	平面図 (1/50程度)	方位, 間取り及び用途
	立面図 (1/50程度)	縮尺, 主要部分の材料の種別, 仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	建築物・工作物の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を付近見取図に明示), 周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したものも添付
	その他	町長が必要と認める図書
開発行為	位置図 (1/2,500程度)	方位, 道路, 目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	現況図 (1/2,500程度)	(1) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)に規定する図面に準じて作成 (2) 植栽計画がある場合は, 土地利用計画図に, 植栽樹木等の位置, 樹種, 樹高及び本数を記載 (3) 外構施設がある場合は, 土地利用計画図に, 垣, さく, 塀, ごみ置場等の高さ, 長さ, 材料及び色彩を記載。なお, 擁壁の高さ, 長さ, 材料及び色彩は, 造成計画平面図及び造成計画断面図に記載
	土地利用計画図 (1/1,000程度)	
	造成計画平面図 (1/1,000程度)	
	造成計画断面図 (1/1,000程度)	
	現況写真 (2方向以上)	
	その他	町長が必要と認める図書
土石類の採取	付近見取図	方位, 道路, 目標となる地物及び土石の採

	(1/2, 500程度)	取又は鉱物の採掘(以下「土石類の採取」という。)を行う位置
	現況図 (1/500程度)	方位, 縮尺, 土石類の採取に係る区域周辺の土地利用状況
	採取計画平面図 (1/500程度)	(1) 方位, 縮尺, 土石類の採取後の法面位置及び規模 (2) 土石類の採取中の遮へい物の位置, 種類及び規模 (3) 緑化措置を講ずる場合にあっては, その位置, 種類及び内容
	採取計画断面図 (1/500程度)	土石類の採取の前後における当該土地の縦断面図及び横断面図(その位置及び方向を計画平面図に明示)
	現況写真 (2方向以上)	土石類の採取場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を採取計画平面図に明示), 周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したものも添付
	その他	町長が必要と認める図書
屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積	付近見取図 (1/2, 500程度)	方位, 道路, 目標となる地物及び土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件(以下「物件」という。)の堆積を行う位置
	配置図 (1/100程度)	(1) 方位, 縮尺, 敷地の形状及び寸法 (2) 物件の堆積を行う位置 (3) 修景の方法(遮へい物の位置, 種類, 構造及び規模又は植栽樹木等の位置, 樹種, 樹高及び本数など) (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接地との高低差
	現況写真 (2方向以上)	木竹の伐採場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を配置図に明示), 周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したものも添付
	その他	町長が必要と認める図書
木竹の伐採	付近見取図 (1/2, 500程度)	方位, 道路, 目標となる地物及び木竹の伐採を行う位置
	配置図 (1/100程度)	(1) 方位, 縮尺, 敷地の形状及び寸法 (2) 伐採する樹木の位置, 樹種, 樹高及び本数 (3) 択伐率を記載(敷地に対する伐採面積

		の割合)
	現況写真 (2方向以上)	木竹の伐採場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を配置図に明示), 周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	町長が必要と認める図書
太陽光発電設備の設置	付近見取図 (1/2,500程度)	方位, 道路, 目標となる地物及び太陽光発電設備の設置を行う位置
	配置図・平面図 (1/100程度)	(1) 方位, 縮尺, 太陽光発電設備及び建築物等の位置, 種別, 設置方向, 設置角度 (2) 修景の方法(遮へい物の位置, 種類, 構造及び規模, 又は植栽樹木等の位置, 樹種, 樹高本数等)
	立面図 (1/100程度)	方位, 縮尺, 太陽光発電設備の位置, 種別, 色彩, 設置方向, 設置角度
	現況写真 (2方向以上)	太陽光発電設備の設置場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を付近見取図に明示), 周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	町長が必要と認める図書

様式第1号(第4条関係)

近 隣 関 係 者 協 議 書
(新規 ・ 変更)

■行為者住所

(法人にあってはその主たる事務所の所在地)

■行為者氏名

(法人にあっては法人名)

■行為の場所：

■行為の種類：

【建築物・工作物・開発行為・その他（ ）】

【新築、新設・増築・改築・移転・外観変更（修繕・模様替・色彩変更）】

■行為に係る面積：

■その他行為の概要（説明に必要な場合は別途図書を添付すること。）

上記の行為については、起業者等行為者と協議を行い内容等について充分理解しました。

年 月 日

住 所

氏 名

印

電 話

様式第2号(第5条関係)

行為の届出に係る事前協議書

(新規 ・ 変更)

年 月 日

与論町長 様

住 所

協議者(行為者)氏名

連絡先

(法人にあってはその主たる事務所の

所在地、法人名及びその連絡先)

与論町景観条例第8条の規定により、下記のとおり事前協議をします。

記

行為の種類	建築物・工作物・開発行為・その他 ()
	新築・新設・増築・改築・移転・外観変更(修繕・模様替・色彩変更)
行為の場所	
着手予定日	
完成予定日	
備 考	

添付書類

1. 近隣関係者協議書(様式第1号) 正副各1部
2. 近隣関係者協議状況調書(様式第3号) 正副各1部
3. 行為届出書(様式第4号) 正副各1部
4. 与論町景観条例施行規則の別表第2に掲げる図書 正副各1部

様式第3号(第5条関係)

近隣関係者協議状況調書

【自治公民館連絡協議会委員】

自公連役職名	自公連委員氏名	住 所	協議 状況	電話番号

【近隣敷地の土地所有者等】

地 番	氏 名	住 所	協議 状況	電話番号

【関係団体】

団体名	団体代表者名	住 所	協議 状況	電話番号

【経状況の詳細】

--

※協議状況については、協議済は○、協議中は△、理解が得られない場合は×とする。

ただし、△及び×の場合は、協議状況の詳細（内容、経過、理解が得られない理由等）について明記すること。

第4号様式（第5条関係）

事前協議受付印	行為届出受付印	着手可能日
		30日・120日
		短縮

行為届出者（正本・副本）
（新規・変更）

年 月 日

与論町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

（ 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 ）

景観法第16条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興区域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内		(地名地番) 鹿児島県大島郡与論町
行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	用途 (種類) 行為 区分	(工作物の場合は種類も記載してください。) <input type="checkbox"/> 新築(設) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 (<input type="checkbox"/> 建築物の屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立)		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 (<input type="checkbox"/> 建築物の屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立)		
変更の内容 <small>(変更の場合のみ)</small>			
設 計 者	住 所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号： () 担当 者 名：		
施 工 者	住 所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号： () 担当 者 名：		
代 理 者 (連絡者)	住 所： 氏 名： 電 話 番 号： ()		
景観形成上 配慮した事項			

※注1 は該当箇所にレ印し、必要図書を添付したものを2部提出してください。

※注2 裏面に必要事項を記入してください（色彩はマンセル値で記入してください）。

(裏面)

行為の種類	行為の内容			
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	用途：		構造：	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	建築面積	m2	m2	m2
	延べ面積	m2	m2	m2
	高さ：	m (階数：地上 階 地下 階)		
	外観の模様替：	m2		
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽：	m	
		その他 ()：	m	
	仕上材	屋根：	外壁：	
色彩	屋根：	外壁：		
<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <small>※太陽光発電設備を含む</small>	種類：		構造：	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	築造面積	m2	m2	m2
	高さ：	m (地上からの高さ m)		
	外観の模様替：	m2		
	仕上材：			
	色彩：			
<input type="checkbox"/> 開発行為	行為の目的：			
	行為の面積：	m2	法面の高さ(最高値)：	m
<input type="checkbox"/> 土石類の採取	土石類の種類：			
	行為面積：	m2	法面の高さ(最高値)：	m
	修景の方法：			
<input type="checkbox"/> 屋外における 物件の堆積	物件の種類： <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他の物件			
	物件の内容：	期間：		
	堆積の高さ：	m	行為面積：	m2
	修景の方法：			
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	行為の目的：			
	敷地面積	行為面積	択伐率	本数
	m2	m2	%	本
	樹種：	樹高： m ~ m		
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立	※上記「工作物」欄も合わせて記入してください。			
	太陽電池モジュールの合計面積：			m2
	屋根・屋上又は土地の形状：			
	修景の方法：			

第5号様式（第6条関係）

通知書受付印

景観計画区域内行為通知書（正本・副本）
（新規 ・ 変更）

年 月 日

与論町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興区域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内	（地名地番） 鹿児島県大島郡与論町
行為の期間	着手予定 年 月 日 ～ 完了予定 年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	用途 （種類） （工作物の場合は種類も記載してください。） 行為 区分 <input type="checkbox"/> 新築（設） <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置（ <input type="checkbox"/> 建築物の屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立）	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置（ <input type="checkbox"/> 建築物の屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立）	
変更の内容 <small>（変更の場合のみ）</small>		
設 計 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： （ ） 担当者名：	
施 工 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： （ ） 担当者名：	
代 理 者 （連 絡 者）	住 所： 氏 名： 電 話 番 号 ： （ ）	
景観形成上 配慮した事項		

※注1 は該当箇所にレ印し、必要図書を添付したものを2部提出してください。

※注2 裏面に必要事項を記入してください（色彩はマンセル値で記入してください）。

(裏面)

行為の種類	行為の内容			
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	用途：		構造：	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	建築面積	m2	m2	m2
	延べ面積	m2	m2	m2
	高さ： m (階数：地上 階 地下 階)			
	外観の模様替： m2			
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ		高架水槽：	m
			その他 ()：	m
	仕上材	屋根：	外壁：	
色彩	屋根：	外壁：		
<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ※太陽光発電設備を含む	種類：		構造：	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	築造面積	m2	m2	m2
	高さ： m (地上からの高さ m)			
	外観の模様替： m2			
	仕上材：			
	色彩：			
<input type="checkbox"/> 開発行為	行為の目的：			
	行為の面積： m2		法面の高さ(最高値)： m	
<input type="checkbox"/> 土石類の採取	土石類の種類：			
	行為面積： m2		法面の高さ(最高値)： m	
	修景の方法：			
<input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積	物件の種類： <input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他の物件			
	物件の内容：		期間： 日間	
	堆積の高さ： m		行為面積： m2	
	修景の方法：			
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	行為の目的：			
	敷地面積	行為面積	択伐率	本数
	m2	m2	%	本
	樹種：		樹高： m ~ m	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立	※上記「工作物」欄も合わせて記入してください。			
	太陽電池モジュールの合計面積：			m2
	屋根・屋上又は土地の形状：			
	修景の方法：			

様

与論町長

印

景観計画区域内行為制限適合通知書
(行為着手可能日通知書)

年 月 日付けで届け出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。なお、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手の制限を解除します。

行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興区域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内	(地名地番) 鹿児島県大島郡与論町
行為の種類	{ }	
指導・助言 事項		
着手可能日		
備考		

添付書類：行為届出書副本(様式第4号)

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

与論町長 様

届 出 者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

景観計画区域内行為完了届出書

与論町景観条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内		(地名地番) 鹿児島県大島郡与論町
行為の期間	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	用途 (種類) 行為 区分	(工作物の場合は種類も記載してください。) <input type="checkbox"/> 新築(設) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 (<input type="checkbox"/> 建築物の屋根・屋上 <input type="checkbox"/> 土地に自立)		
設 計 者	住 所 ・ 所 在 地 : 氏 名 ・ 事 業 所 名 : 電 話 番 号 : () 担当 者 名 :		
施 工 者	住 所 ・ 所 在 地 : 氏 名 ・ 事 業 所 名 : 電 話 番 号 : () 担当 者 名 :		
代 理 者 (連 絡 者)	住 所 : 氏 名 : 電 話 番 号 : ()		

※注1 は該当箇所にレ印してください。

※注2 完了時のカラー写真（2方向以上）を添付してください。

※注3 行為の内容が建築行為を伴うものである場合は建築基準法の規定により検査済証の写し

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

勸告書

年 月 日付けで届け出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう次のとおり勸告します。

行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興区域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内	(地名地番) 鹿児島県大島郡与論町
行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日	
行為の種類	{ }	
指導・助言事項		
備考		

※注1 町との協議が必要な場合は、申し出てください。{第2号様式}

※注2 行為の内容を変更した場合は、景観計画区域内行為(変更)届出書{第4号様式}を提出ください。

第10号様式（第11条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

命 令 書

景観法第17条第1項又は第5項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置をとるよう命じます。

なお、期限までにこの命令に従わないときは、与論町景観条例第13条の規定に基づき公表され、景観法第101条又は第102条の罰則規定により処分されることがあります。

特定届出対象行為の場所	<input type="checkbox"/> 一般景観区域 <input type="checkbox"/> 農業振興区域 <input type="checkbox"/> 特別景観区域 <input type="checkbox"/> 国立公園内	(地名地番) 鹿児島県大島郡与論町
特定届出対象行為の期限	着手予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日	
特定届出対象行為の種類	{ }	
命令事項		
備考		

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面をご参照ください。

(裏)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、与論町長に対して審査請求をすることができます。【なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。】

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から起算して6月以内に、与論町を被告として（訴訟において与論町を代表する者は与論町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。【なお、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。】

第11号様式（第11条関係）

年 月 日

与論町長 様

届出者(行為者)

住 所

氏 名

印

電話番号

法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

実施状況報告書

与論町景観条例施行規則第11条第3項の規定により、勧告・命令を受けた後に行った措置の状況に下記のとおり報告します。

記

行為者名	
行為者住所	
行為の場所	鹿児島県大島郡与論町 景観計画区域名：
行為の内容	
届出日	
勧告又は命令日	
その後の措置の内容	
備 考	

第 号

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

第 17 条第 6 項の規定による原状回復等

第 17 条第 7 項の規定による立入検査等

上記の者は、景観法 第 23 条第 2 項の規定による原状回復等 を行う者であることを証明する。

第 32 条第 1 項において準用する同法第

23 条第 2 項の規定による原状回復等

年 月 日

与論町長

印

2号様式(第12条関係)

(裏)

景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。（以下、略す）

2～4 略す

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下、略す）

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(原状回復命令等)

第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下、略す）

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第32条 第23条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

様

与論町長

印

意見聴取通知書

与論町景観条例第20条第2項の規定により、次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、意見書を期限までに提出してください。

公表する内容等	
公表の原因となる事実	
意見書の提出期限	年 月 日 時
意見書の提出先	
備 考	

※注1 意見書の提出に当たっては、証拠書類を提出することができます。

※注2 提出期限までに意見書が提出されない場合は、公表に際しての意見はないものとみなします。

第14号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

意見聴取通知書

与論町景観条例第20条第2項の規定により、次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、出頭してください。

公表する内容等	
公表の原因となる事実	
意見聴取の日時	年 月 日 時
意見聴取の場所	
備 考	

※注1 意見を述べるに当たっては、証拠書類を提出することができます。

※注2 意見聴取の日時に出席されない場合は、公表に際しての意見はないものとみなします。

※注3 意見を述べるに当たって代理人を立てる場合は、これを証明する書類を提出してください。

第15号様式（第15条関係）

年 月 日

与論町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物等指定同意書

私の所有（占有・管理）する次の物件について、与論町景観条例第21条第1項の規定により、景観重要建造物（樹木）として指定されることに同意します。

物 件 の 名 称	
物 件 の 種 類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
物 件 の 所 在 地	鹿児島県大島郡与論町
物 件 の 概 要 (建造物にあつては、敷地面積・建築面積・延べ面積・階数及び高さ・構造・完成年月日・外観の特徴等、樹木にあつては、樹種・樹高・葉張り等)	
備 考	

※ □は該当箇所にレ印し、必要図書を添付したものを2部提出してください。

【必要図書】

- 1 同意する物件（建造物・樹木）の区域を示す図面を添付してください。
- 2 同意する物件（建造物・樹木）の写真を添付してください。
- 3 物件の概要を説明するにあたって、必要な書類を添付してください。

様

与論町長

印

景観重要建造物等指定通知書

景観法第21条第1項又は第30条第1項の規定により、次のとおり指定したので通知します。

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
景観重要建造物 (樹木)の名称		
景観重要建造物 (樹木)の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木	
景観重要建造物 (樹木)の所有者	住所	
	氏名	
指定の理由		
その他特記事項		

第17号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

景観重要建造物等指定解除通知書

景観法第27条第3項又は第35条第3項の規定により、次のとおり指定を解除したので通知します。

指定年月日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
景観重要建造物 (樹木)の名称		
景観重要建造物 (樹木)の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木	
景観重要建造物 (樹木)の所在地	鹿児島県大島郡与論町	
景観重要建造物 (樹木)の所有者	住所	
	氏名	
解除の理由		
その他特記事項		

年 月 日

与論町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物等現状変更許可申請書

景観重要建造物（樹木）の現状変更を行いたいので、景観法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 の 種 類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
指 定 年 月 日 等	年 月 日 第 号
景観重要建造物（樹木）の 名 称	
景観重要建造物（樹木）の 所 在 地	鹿児島県大島郡与論町
景観重要建造物（樹木）の 所 有 者	住所： 氏名： 印
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物（ <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更） <input type="checkbox"/> 樹 木（ <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植）
現状変更の内容及び理由	
設 計 又 は 施 工 方 法	
行 為 の 期 間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
設 計 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： （ ） 担当者名：
施 工 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： （ ） 担当者名：

※ は該当箇所にレ印し、必要図書を添付したものを2部提出してください。

様

与論町長

印

景観重要建造物等現状変更許可書

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物(樹木)の現状変更については、次のとおり許可します。

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
景観重要建造物 (樹木)の名称		
景観重要建造物 (樹木)の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木	
景観重要建造物 (樹木)の所在地	鹿児島県大島郡与論町	
景観重要建造物 (樹木)の所有者	住所	
	氏名	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建造物（ <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更） <input type="checkbox"/> 樹 木（ <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移転）	
許可条件		
その他特記事項		

第20号様式（第19条関係）

年 月 日

与論町長 様

協議者 印

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

景観重要建造物等現状変更協議書

景観重要建造物（樹木）の現状変更を行いたいので、景観法第22条第4項又は第31条第2項の規定により、次のとおり協議します。

指 定 の 種 類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
指 定 年 月 日 等	年 月 日 第 号
景観重要建造物（樹木）の 名 称	
景観重要建造物（樹木）の 所 在 地	鹿児島県大島郡与論町
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物（ <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更） <input type="checkbox"/> 樹 木（ <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植）
現状変更の内容及び理由	
設 計 又 は 施 工 方 法	
行 為 の 期 間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
設 計 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： () 担当者名：
施 工 者	住所・所在地： 氏名・事業所名： 電 話 番 号 ： () 担当者名：

第21号様式（第20条関係）

（表）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

景観重要建造物等原状回復命令書

あなたが行った行為、景観法第22条第3項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可された条件に違反しているので、同法第23条第1項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の罰則規定により処分されることがあります。

指定の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
指定年月日等	年 月 日 第 号
景観重要建造物 (樹木)の名称	
景観重要建造物 (樹木)の所在地	鹿児島県大島郡与論町
命令の理由	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、裏面をご参照ください。

(裏)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、与論町長に対して審査請求をすることができます。【なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。】

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から起算して6月以内に、与論町を被告として（訴訟において与論町を代表する者は与論町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。【なお、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。】

第22号様式（第21条関係）

年 月 日

与論町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

景観まちづくり団体認定申請書

景観まちづくり団体の認定を受けたいので、与論町景観条例第26条第1項の規定により、次のとおり申請します。

団体の名称	
活動区域の名称	
景観形成の目的	
主な活動内容	
備考	

※注1 必要図書を添付してください。

※注2 団体の名称については、認定を受けようとする景観まちづくり団体の名称を記入してください。

【必要図書】

- 1 規約
- 2 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した一覧表（第21号様式）
- 3 活動区域を明示した図面
- 4 その他指定された書類

第 2 4 号様式 (第 2 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

景観まちづくり団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり団体の認定については、与論町景観条例施行規則第20条に定められた当該要件に適合すると認めたので、与論町景観条例施行規則第21条の規定により、次のとおり通知します。

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
景観まちづくり 団体の名称	
事務担当課	課 電 話 : (係) F A X :
備 考	

第25号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

景観まちづくり団体不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり団体の認定については、与論町景観条例施行規則第20条に定められた当該要件に適合しないと認めたので、与論町景観条例施行規則第21条の規定により、次のとおり通知します。

認定しない理由	
事務担当課	課 電話： (係) FAX：
備 考	

第26号様式（第24条関係）

年 月 日

与論町長 様

申請者 団体名
(代表者) 住 所
氏 名 印
電話番号

景観まちづくり団体変更届出書

年 月 日付け 第 号で認定された景観まちづくり団体の内容について変更したので、与論町景観条例施行規則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観まちづくり 団体の名称		
認定年月日	年 月 日	
認定番号	第 号	
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
添付図書	次に掲げる書類を添付します。	
備考		

第 号
年 月 日

様

与論町長

印

景観まちづくり団体認定取消通知書

与論町景観条例第26条第3項の規定により、景観まちづくり協議会の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
景観まちづくり 団体の名称	
取消年月日	年 月 日
取消理由	
事務担当課	課 電話： (係) FAX：
備考	